

介護保険負担限度額認定 申請書類について



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

■負担限度額認定とは

介護保険施設を利用する際の居住費と食費について、
所得等の状況に応じて自己負担の上限（限度額）を設け、負担を軽減する制度です。

◎対象となる施設

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院、
短期入所生活介護及び短期入所療養介護（ショートステイ）

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、ケアハウスは対象外です。

■負担限度額認定の要件

- 1 住民税非課税世帯であること
- 2 世帯が別でも配偶者（事実婚等パートナーを含む）がいる場合には、配偶者も住民税非課税であること
- 3 本人の所得の状況に応じた預貯金等の金額が条件に当てはまること（P 4 参照）
※対象になる「預貯金等」は「■預貯金等に関する申告を証明する書類について」（P 2、3）を参照
- 4 介護保険料の滞納による、給付制限を受けていないこと

■利用までの流れ

申請する（受付） ☐ 申請書 ☐ 同意書 ☐ 申請者の本人確認書類

☐ 添付資料（通帳の写し等） ☐ チェックリスト

窓口持参、郵送可

ケアマネジャー、施設職員等による申請書の記入及び申請不可。代行提出のみ可



書類審査

不明な点、書類不備についての確認



結果通知（認定証交付）

住民登録地または届出済の送付先へ送付



認定証を施設へ提示

提示がない場合は負担が軽減されません

■宛先・問合せ先 座間市役所 介護保険課 介護保険係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-7719（直通）

■預貯金等に関する申告について必要な書類（本人・配偶者共必要）

◎預貯金額 口座残高の合計金額を申請書に記入してください。

通帳がある場合 ※写しの提出が必要です。
通帳のみ持参された場合、受付で写しは取りません。申請者の方がご準備ください。

1 申請直前に記帳してください。

直近で記帳をして、最終行の日にかが2週間以上前になる場合は、通帳の写しの余白に記帳手続をした日を記載してください。

（例：最終記帳手続日 令和7年7月1日）

2 通帳を開いた1，2ページ目

次の内容がわかるようにコピーしてください。

- ・銀行名 ・支店名 ・名義人名
- ・普通預金口座番号 ・定期預金等口座番号
（積立等貯蓄性のあるもの全て）

口座名義人	カゴ 夕ウ 様		
店番号	000	普通預金口座番号	1234567
		定期預金口座番号	7890123
株式会社〇〇銀行 〇×支店 (金融機関コード：9999)			
総合口座をご利用いただきありがとうございます			
表紙・裏表紙をめくったページ 情報が不足している場合は、 表紙のコピーが必要となります			

通帳のイメージ

3 普通預金は、直近2か月前の1日からの入出金がわかるページ

（例：申請日が7月10日の場合、5月1日から申請日まで）

- ・多額の引き出しや他の口座に移した等ある場合は、その用途についてお聞きしたり、内容についての記入、領収書や入金先の通帳の写し等の提出をお願いすることがあります。
- ・引き出した現金が手元にある場合は、申請書のその他欄に金額を記入してください。
- ・長期間記帳がなく「おまとめ」、「合算」等と記載されている場合は、金融機関から明細を取得してください。

4 定期、積立、貯蓄等の残高がわかるページ

- ・定期、積立、貯蓄等の口座番号が記載されている場合は、その残高がわかるようにコピーしてください。取引がなくても各種別の1ページ目が必要です。
- ・ゆうちょ銀行で定期・定額専用の通帳をお持ちの場合は、その取引ページが必要です。

ネットバンキング、WEB通帳の場合

アプリまたはパソコンから①～③を印刷してください。

参照するページ、印刷方法がわからない場合は金融機関にお問合せください。

①銀行名、支店名、種類、口座番号、名義人名の情報

②総資産がわかるページ（普通口座、定期口座、外貨預金口座等、取引の有無がわかるようにしてください）

③**通帳がある場合**の3、と同様に入出金の動き、残高がわかるように印刷してください。

◎有価証券（評価概算額）

次の資産がある場合は、申請時点の評価額を合計して記入してください。

- ・有価証券（株式、国債等）
- ・投資信託
- ・金・銀（積立購入含む）等、時価評価額が容易に把握できる貴金属

証券会社、信託銀行、銀行等から発行される口座残高証明のコピー（ウェブサイトの印刷可）、それらが無い場合は銘柄・株数等、申請時点の評価額がわかるものをコピーし、添付してください。

◎その他 次のものがある場合は合計額を記入してください。

- ・現金 直前に口座から引き出してまだ使っていない場合は、現金を保持していることとみなします。
- ・負債（借入金、住宅ローン等） 借用証書等、申請時点の残高がわかるもののコピーを添付してください。

■申請に関する注意事項

- ・「預貯金等に関する申告を証明する書類について」は、本人及び配偶者名義のものは全て提出してください。施設に預けている通帳も含みますので注意してください。
- ・申請書類に不備（申請書や同意書の記入漏れ、預貯金通帳等の添付書類不足等）がある場合は、審査及び決定までに時間を要し、不備が解消されるまで、認定証の発行はできません。
- ・金融機関に預貯金等の照会確認をする場合があります。その場合は決定まで数か月を要します。あらかじめご了承ください。
- ・有効期間内であっても、申告した資産額が変動し、要件を満たさなくなった場合は、速やかに申し出てください。
- ・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- ・申請書は本人、配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族、成年後見人等が記入してください。
- ・同意書は本人、配偶者が記入してください。代筆の場合には6親等以内の血族・3親等以内の姻族、成年後見人等が記入してください。
- ・境界層の方は、福祉事務所より発行される境界層該当証明書の写しを添付してください。

■認定有効期間

- ・認定の適用期間は、申請月の初日から令和8年7月31日までです。
- ・申請月より前に遡って認定することはできませんので、提出日に御注意ください。
- ・郵送の場合は、当課での受付日が申請日になります。
- ・認定日が申請月の翌月以降となった場合でも、有効開始日は申請月の初日となります。

■介護保険施行規則第83条の5第4号に定める特例措置について

高齢者夫婦世帯で、一方が施設に入所し、施設の居住費・食費を在宅で生活する配偶者が負担すると生計困難になるような場合、一定の要件を満たすと利用者負担が軽減される場合があります。要件については、担当までお問合せください。

【参考】利用者負担段階と負担限度額

認定が決定した場合には、第1～3段階②のいずれかに該当します。

利用者 負担 段階	対象者		預貯金等の 資産の状況	負担限度額認定（日額）					
				居住費				食費	
				従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室		
第1 段階	生活保護受給者等			550 円 (380 円)	0 円	880 円	550 円	300 円	
	世 帯 全 員 が 住 民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者							単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
第2 段階		本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80.9万円以下		単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	550 円 (480 円)	430 円	880 円	550 円	390 円 【600 円】
第3 段階 ①		本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下		単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	650 円 【1,000 円】
第3 段階 ②		本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超		単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	1,360 円 【1,300 円】
第4 段階	第1～3段階②以外の方 （負担限度額認定対象要件を満たさない方）		非該当のため、負担限度額なし						

（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】の金額は、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。

■次に該当したときは、負担限度額認定の段階、適用期間が変更になります。

◎認定期間の途中で、生活保護が開始されたとき

→変更発生日の前月末までは当初の段階、変更発生日からは変更後の段階となります。

◎転居等により、非課税世帯から課税世帯に変わったとき

◎認定期間の途中で、資産が要件金額を超えたとき

→変更発生日までの認定期間となります。

◎認定期間の途中で、所得の修正申告を行ったとき

→認定期間の開始日に遡り、修正申告後の所得に基づいた段階での認定となります。

上記の場合、利用者負担段階および適用期間を正しく反映した認定証を交付し、郵送します。
新しい認定証は、利用されている施設へ速やかに提示し、古い認定証は当課まで返却してください。